

家賃のことでお困りの方へ

「住居確保給付金」で

(家賃補助)

就職活動をサポートします！

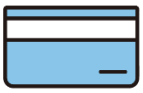
対象となる方



離職などにより
収入が減少した



住居を失ったまたは
失うおそれがある



収入・資産額が
所定の基準以下

※このほかにも要件があります

支給期間・支給額

支給期間：原則3か月間

支給額：実家賃額(上限あり)

支給方法：不動産仲介業者等
の口座へ振込み



支給要件・支給額等の
詳細はコチラ

まずはご相談下さい

船橋市
保健と福祉の総合相談窓口
さーくる

【平日9時～17時】

● 船橋市本町1-10-10
(船橋商工会議所会館1階)

☎ 047-495-7111

✉ circle@kazenomura.jp

🌐 <https://funabashi-circle.jp/>



さーくるHP内の
相談受付フォームからも
ご相談いただけます

申請から決定まで

- ① 支給要件を確認
- ② さーくるに相談
- ③ 申請書類の提出
- ④ 公共職業安定所等への求職申込
または経営相談先への相談申込
- ⑤ 入居住宅の不動産仲介業者等
との調整
- ⑥ 支給審査・決定
※必ずしも支給額＝実家賃額ではあ
りません